

特別養子縁組の成立における子どもの権利保障

— 妊娠期の実親への支援に着目して —

氏名 前川優花

学籍番号 HS30-0102A

目次

序章

第1章 特別養子縁組と子どもの権利保障

第1節 社会的養護及び特別養子縁組制度の概要

第2節 特別養子縁組における子どもの権利の実状

第3節 小括

第2章 特別養子縁組の現状と課題

第1節 特別養子縁組の現状と特別養子縁組成立のプロセス

第2節 児童虐待死亡と妊娠期の実親支援の関係性

第3節 特別養子縁組の成立をした養親が抱える問題

第4節 小括

第3章 慈恵病院における特別養子縁組の取り組み

第1節 慈恵病院が行う事業内容の概要

第2節 慈恵病院特別養子縁組の概要

第3節 「このとりのゆりかご」中期の検証の分析

第4節 特別養子縁組を希望又は手続きを行った相談事例の検討

第5節 小括

終章 考察 結論

【註】 【引用文献】 【巻末資料】

1 序章

平成 28 年児童福祉法改正、厚生労働省による新しい社会的養育ビジョンにより、家庭養育優先の理念等が規定された。他

方、熊本県の医療法人聖粒会慈恵病院において、平成 19 年から匿名で子どもを預かる「このとりのゆりかご」という取り組みが行われている。筆者は、先行研究及び慈恵病院の取り組みを通して、妊娠葛藤を抱える実親が妊娠期に「社会的孤立」と「生命観の変化」に悩んでいることを知り、子どもが生まれる前の妊娠期の実親への支援のあり方が、最終的に子どもの権利保障につながるのではないかとこの点に着目した。

そこで本論文では、子どもの権利を保障する先駆的な試みを行っている慈恵病院に焦点を当て「このとりのゆりかご」設立後、実親が妊娠相談をし、特別養子縁組を希望又は手続き行うまでに至った事例から、預け入れに至った背景と慈恵病院の対応を検討する。特に生存権及びパーマネンシー保障（永続的な親子関係）、家庭養育の権利の保障といった子どもの権利を研究視角として検討する。

2. 特別養子縁組と子どもの権利保障

第 1 章では、社会的養護システムにおける特別養子縁組について確認し、子どもの権利との関連について言及した。家庭養育について深谷は、「子どもは幼いときほど、競争のない環境、自分の都合をいつも優先してもらえ、安心感一杯の環境、少数の大人(親)との堅い絆を形成できる環境下で成長することが望ましい」（深谷昌志・深谷和子・青葉 2016 : 197）と述べてい

る。また、子どもの権利条約について確認し、特別養子縁組は、保護者のない子どもや実親による養育が困難な子どもの権利を保障するために、永続的解決策として子どもの健全な育成を図る仕組みであることが分かった。

3 特別養子縁組の現状と課題

第2章では、特別養子縁組の成立には児童相談所によるものと民間団体によるものがあることを確認した。さらに、特別養子縁組の現状を実親側と養親側から整理した。実親への支援状況は、厚生労働省の取り組みを筆頭に徐々に整ってはいるが、一部の偏見が実親への支援を妨げていることが分かった。また、養親が抱える困りごとには、養子の病歴や家族も含めた遺伝疾患情報がないことや、妊娠時や出産時の記録がなく予防接種の既往歴が分からないなどの悩み（池田ら 2021 : 7）が挙げられた。

4 慈恵病院における特別養子縁組の取り組み

第3章では、熊本県が行った熊本県報告書第1期、熊本市が行った熊本市報告書第2期から第5期を用いて慈恵病院における「こうのとりのゆりかご」事業と特別養子縁組及び実親の状況と支援を確認する。その中でも、緊急対応・緊急面談の事例のうち、特別養子縁組を希望又は手続きを行ったという表記があるものを項目別に整理し、実親が抱える背景にある問題に着目し、分析を行った。複数の項目からみえる背景として、第一に、実親が社会的に孤立しており、経済的にも困窮していることが読み取れた。第二に、子どもの命を危険にさらす自宅出産の問題も確認でき、実親の孤立が続くと生活困窮や妊婦健診未受診、

飛び込み出産を拒否された場合、自宅出産しか選択肢がなくなることが確認できた。

5 終章

報告書の分析から子どもの命を危険にさらす自宅出産に至った実親が抱える背景には、家族や子どもの父親からの支援が得られず、社会福祉サービスにもつながらない状態で孤立する要因が確認できた。慈恵病院は、このような社会的に孤立した実親にとって必要な唯一の場所である。よって実親への妊娠期からの妊娠・出産のサポート、特別養子縁組という一連の包括的システムを実現してきた慈恵病院は、子どもの生存権を保障し、預け入れられた子どもを特別養子縁組につなげることで、子どもに永続的な親子関係であるパーマネンシーを保障し、その結果として、子どもの家庭養護を保障しているといえよう。本論文の限界は、匿名出産や身元不明で預け入れられた子どもが、特別養子縁組成立後に子ども自身がどのように自分の出自を知る権利を保障されるのか、慈恵病院の取り組みを検討することができなかった点である。

6 主な引用文献

熊本市要保護児童対策地域協議会 こうのとりのゆりかご専門部会（2021）『『こうのとりのゆりかご』第5期検証報告書 全体版（本編）』（閲覧日 2021年11月20日）
こうのとりのゆりかご検証会議（2009）
『『こうのとりのゆりかご』が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～ 全体版（本編）表紙～第4章』（閲覧日 2021年11月20日）
矢満田篤二・萬屋育子（2019）『「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす 愛知方式が見つないだ命』，光文社